

平成 29 年度 前期 コンクリート現場試験技能者認定制度



【反発度の測定(認定区分 HA)】 研修・試験のご案内

新規

一般財団法人 日本建築総合試験所

認定区分 HA では、JIS A 1155「コンクリートの反発度の測定方法」による測定が、適正かつ円滑に実施できる現場試験技能者を認定しています。(詳しくは、ホームページ<http://www.gbrc.or.jp/training/sitec/>をご覧ください)

本認定制度をご利用いただき、技能の修得、また専門知識の向上にお役立てください。

なお、本制度では、登録者を公正に認知された者として位置づけるため、JIS Q 17024 (適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項) に準じて、「サーベイランス」(2年毎)および「再認証」(4年毎の更新登録)を実施いたします。(詳細は、別紙「サーベイランス実施について(通知)」をご覧ください)

[本認定区分は平成29年7月1日(土)に実施される研修が必須となっていますのでご注意ください]

1. 受験資格

(一財)日本建築総合試験所が実施する研修を受講した者。研修日：平成29年7月1日(土)

2. 開催会場および試験日時

裏面の開催会場と試験日を参照してください。なお、実技試験の開始時刻は受験者ごとに異なりますので、研修日の約1週間前にFAXで送付する「試験案内通知」を参照願います。

3. 研修・試験の内容

裏面の研修・試験の内容を参照してください。

4. 費用

25,000円(テキスト代、税込) ※原則として、費用の払戻しは致しません。
内訳：研修 15,000円、実技試験 5,000円、筆記試験 5,000円

5. 申込手続

(1) 申込書の送付：所定の申込書の太枠内を記入し、顔写真(縦30mm×横24mm)を同封して郵送してください。同一の会社で複数の受験者がおられる場合、一括してお送りいただいても結構です。

申込書送付先：〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5-8-1 (一財)日本建築総合試験所 研修室 宛

(2) 申込期限：平成29年6月9日(金) 必着

(3) 受験票の送付：申込書の受付後、受験票(はがき)を送付します。

(4) 費用の振込：受験票に記載してある金額をご確認のうえ、振込願います。

申込書
(Word版)

6. 試験結果の通知

平成29年9月中旬(予定)に、ご本人に郵送で通知いたします。

7. 登録

試験の合格者は、現場試験技能者として登録することができます。合格者には、合格通知とともに送付します登録要領をご参照のうえ、手続きを行ってください。

(1) 登録料：5,000円(税込)

(2) 有効期限：平成33年(2021年)9月末。ただし、登録後2年目に行われるサーベイランスで適正と評価されることが条件となります。詳しくは、別紙「サーベイランス実施について(通知)」をご覧ください。また、登録の有効期限満了までに試験所実施の更新試験(実技試験)に合格し、登録手続きをとることにより、登録が更新されます。

8. その他

(1) 試験(研修)日には、受験票(はがき)を必ずご持参ください。

(2) 作業服、筆記用具、電卓をご用意ください。

(3) リバウンドハンマーは用意しております。ただし、ご持参いただいても結構です。ご持参いただく場合は、第三者の検定を受けたものを用意してください。当法人でもリバウンドハンマーの検定を行っています^(*)。

(*) 当法人校正業務のご案内：http://www.gbrc.or.jp/keisoku_kousei/

(4) 会場へお車でお越しの方は、場内の駐車スペースをご利用ください。

(5) 問合せ先：(一財)日本建築総合試験所 研修室 TEL：06-6834-4775 FAX：06-6872-0413

実施日時・会場

	実施日	時間	会場	
研修	平成 29 年 7 月 1 日 (土)	9 : 00 ~ 12 : 30	(一財) 日本建築総合試験所 (GBRC) 神戸試験室 (兵庫県神戸市中央区港島南町 3-3-7)	
試験	平成 29 年 7 月 8 日 (土)	実技※		11:30~17:00 のうち 約 20 分/人
		筆記		10:30~11:30

※実技試験については、受験者ごとに実施日時が異なりますので別途ご案内いたします。ご案内した実施日時は受験者の都合による変更は原則できませんので、予めご了承ください (受験時間は申込時の受付順に決定させていただきます)。また、試験当日のスケジュールは、試験実施状況等により変更となる場合がございますので、併せてご了承ください。

研修・試験の内容

	講義	実技
研修	テキストを用いて講義 ・ JIS A 1155 「コンクリートの反発度の測定方法」の説明 ・ リバウンドハンマーの取扱い、点検及び検定方法について ・ コンクリート強度及びコンクリートの反発度測定に関する一般知識	・ リバウンドハンマーの点検方法 ・ JIS A 1155 「コンクリート反発度の測定方法」に関する一連の手順及び記録書作成 ・ 質疑応答
	筆記	実技
試験	・ 講義研修全般から出題します	・ コンクリートの反発度の測定方法手順 ・ リバウンドハンマーの点検方法 ・ リバウンドハンマーの取扱い

※筆記試験および実技試験の両方に合格した者を合格者とし、筆記試験あるいは実技試験の片方にのみ合格した場合は、次回開催 (平成 30 年度前期) に限り、研修および合格した試験は免除となります。

会場周辺地図



JR・阪急・阪神三宮駅よりポートライナーで医療センター駅下車・徒歩約 8 分

**コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) に基づく登録者を対象とした
サーベイランス実施について (通知)**

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) の登録者におかれましては、その知識や技能を日常業務で存分に活用され、ご活躍のことと存じます。関係者からは、登録者による業務内容について高い評価を得ており、コンクリート構造物の品質向上に大いに寄与しております。

さて、本制度では、登録期間の中間期にサーベイランスを受験していただくことになっております。これは、登録者を公正に認知された者として位置づけるために、JIS Q 17024 (適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項)「6.4 サーベイランス」従って、「認証された要員 (登録者) の継続的な力量を確認する公平な評価が行われていることの保証」をするものです。

そこで、登録期間の満了 (4 年間) まで登録を維持される方におかれましては、必ずサーベイランスを受験してくださるよう、お願い申し上げます。なお、サーベイランスを受験しない、あるいはサーベイランスで「不適正」と評価された場合には、登録期間が 2 年で失効することにご留意願います。

サーベイランスの概要

◆内容

当該認定範囲の一部またはすべての試験を実施していただき、その力量を確認し評価します。

- ・適正であると評価された方には、「適格性証明書」および「適格シール」を発行します。
- ・不適正であると評価された方は、その日のうちに、もう一度力量を確認し評価します (再評価)。
- ・再評価でも不適正であると評価された方は、登録期間が 2 年で失効します。
- ・サーベイランスを受けられない場合も登録期間が 2 年で失効します。
- ・失効された方が新たに認定登録するには、次回に「新規」で受験していただく必要があります。

◆申請方法

- ・登録日から約 1 年半後に、ご自宅に届く案内書をお読みいただき、手続き願います。

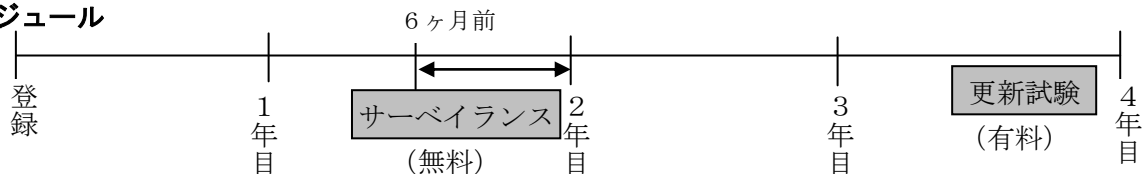
◆費用

無料。

◆その他

- ・試験規格等が改定された場合、必要に応じて開催される技術講習会を受講していただかねばならないことがあります。

◆スケジュール



問合せ先

(一財)日本建築総合試験所 研修室 TEL : 06-6834-4775 FAX : 06-6872-0413